

前橋市告示第417号

入札公告兼入札説明書

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年7月18日

前橋市長 小川 晶

記

1 条件付一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

前橋市宮城総合運動場ほかLED照明賃貸借業務

(2) 業務場所

①前橋市宮城総合運動場（前橋市鼻毛石町2270番地1）

多目的広場（野球A面）

②前橋市粕川総合グラウンド（前橋市粕川町西田面189番地）

運動場

③前橋市北部運動場（前橋市上細井町2127番地4）

④前橋桃ノ木川グラウンド（前橋市東片貝町417番地4）

⑤大胡総合運動公園（前橋市堀越町473番地4）

テニスコート

(3) 業務の概要

ア 対象施設の既存照明を、賃貸借物件と交換し、施設管理者が賃貸借物件を安全に使用できる状態にする。（既存照明の撤去・処分を含む）

イ 賃貸借期間中における物件保証。（交換作業費等を含む）

(4) 委託期間

令和8年3月1日から令和18年2月29日まで

(5) 入札参加形態

単体による参加とする。

(6) 入札及び開札の日時

令和7年8月19日（火）午後2時00分 入札即時開札

(7) 入札及び開札の場所

前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所本庁舎3階 31会議室

(8) 入札方法

入札書は直接持参するものとし、電話、ファックス、郵送等による入札は認めない。

(9) 入札保証金

免除

(10) 契約保証金等

ア この競争入札の落札者は、契約締結の日までに次のいずれかの保証を付さなければならない。

(ア) 契約保証金の納付による保証

(イ) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

(ウ) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結による保証

イ アの規定にかかわらず、過去2年の間（令和5年7月18日～令和7年7月17日）に本市、国（独立行政法人等を含む。）又はその他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行（賃貸借等期間が満了）した者で、落札決定後2日（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）に規定する市の休日を除く。）以内に契約保証金免除申請書を提出し、審査の結果、承認された場合には契約保証金を免除するものとする。

ウ アに掲げる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とすること。

(11) 最低制限価格

無

2 入札参加資格

この公告の条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、この公告に係る競争入札参加資格確認通知書により資格有りとする通知を受けている者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。

(3) 本市の令和6・7年度の物品・役務等業務競争入札参加資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目及び申請した営業品目に「大分類：リース・レンタル」が含まれていること。

(4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。

(5) 5(1)で定める申請書の提出期間の末日の翌日から1(6)で定める開札日までの間のいずれかの日においても前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者でないこと。

(6) 過去2年の間に、本市、国（独立行政法人等を含む。）又はその他の地方公共団

体と一契約金額５，０００万円以上のＬＥＤ照明賃貸借（設置工事を含む。）業務契約の実績がある者であること。

(7) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第１９９条第１項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第１７４条第１項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において、次のいずれにも関連がある者でないこと。

ア 親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている者。

ウ 上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者。

(9) 中小企業等協同組合法第３条に規定する事業協同組合等とその組合員が同時に入札参加申請をしていないこと。

3 仕様書等の配布期間、配布方法及び問い合わせ先

(1) 配布期間 令和７年７月１８日(金)から令和７年７月２９日(火)まで。

(2) 取得方法 前橋市ホームページからダウンロードしてください。

取得先は、前橋市ホームページのトップページ 産業・ビジネス／入札・契約情報／入札／前橋市宮城総合運動場ほかＬＥＤ照明賃貸借業務に係る条件付一般競争入札の実施について

URL : <https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/bunkasupotsukanko/sports/oshirase/37471.html>

(3) 問い合わせ先 前橋市スポーツ課スポーツ施設係 担当：小林

前橋市大手町二丁目１２番１号 前橋市役所３階スポーツ課

電話０２７－８９８－５８３２（ダイヤルイン）

メールアドレス：sports@city.maebashi.gunma.jp

4 入札参加資格の確認等

この競争入札の参加希望者は、次に掲げる書類（以下次に掲げる(1)～(2)の書類を総称して「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、申請書等を提出期間内に提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、この競争入札に参加することができない。

申請書等は押印を省略することができる。この場合、発行責任者及び担当者の欄に必ず記入すること。

(1) 条件付一般競争入札参加申請書兼誓約書（様式第１号）

(2) 契約金額 5, 0 0 0 万円以上の L E D 照明賃貸借業務実績を記載した書類

(3) (2) の実績が確認できる契約書の写し

5 申請書等の提出

(1) 提出期間

令和 7 年 7 月 1 8 日 (金) から令和 7 年 7 月 2 9 日 (火) まで (最終日の 1 7 時必着)

(2) 提出場所

3 (3) と同じ

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールによる。

※持参する場合は午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分までの間とする。ただし、休日 (前橋市の休日を定める条例 (平成元年前橋市条例第 1 4 号) 第 1 条に規定する休日をいう。以下同じ。) は受け付けないものとする。

※郵送で提出する場合は、必ず簡易書留で送付すること。

※電子メールで提出する場合は、押印は省略し、発行責任者及び担当者の欄に必ず記入すること。また、送信したことを電話連絡すること。

※ (持参以外を認めない場合) 申請書等は直接持参するものとし、郵送又は電子メールによる提出は受け付けない。

(4) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認は申請書等の提出期限後に行うものとし、その結果は令和 7 年 8 月 4 日 (月) までに競争入札参加資格確認通知書を電子メール等で送付する。

6 質問及び回答について

(1) 質問受付期間

令和 7 年 7 月 1 8 日 (金) から令和 7 年 7 月 2 4 日 (木) まで (休日を除く。) の午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分までとする。

(2) 質問方法

質問票 (所定様式) に必要事項を記載し、メール、ファックス又は持参するものとする。なお、質問票に入札参加者を特定できる記載がある等、入札執行に支障を来たすおそれがある質問には回答しないことができる。また、質問票をメール又はファックスする場合は、送信したことを電話連絡すること。

(3) 質問に対する回答期間及び方法

質問に対する回答は、全ての質問事項をまとめ、令和 7 年 7 月 2 9 日 (火) から前橋市ホームページに掲載する。

7 入札に関する事項

(1) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- ア 本件競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をする等虚偽の申請をした者の入札
- ウ 同一入札に対し2以上の入札をした者の入札
- エ 入札に際し不正行為のあった者の入札
- オ 入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札
- カ その他入札に関する条件に違反した者の入札

なお、入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、開札の時に於いて2に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、上記アに該当する。

(2) 入札時における注意事項

- ア 代理人が入札しようとするときは委任状を提出すること。
- イ 入札書に記載する金額は、1か月間当たりの「月額」を記載すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 入札者は、一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければならない。
- オ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- カ 入札執行回数は、2回までとする。

(3) 落札者の決定方法

- ア 前橋市契約規則（平成2年前橋市規則第4号）第6条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- イ 最低金額入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 入札結果の公表

前橋市ホームページで公表する。

8 その他

(1) 現場説明会は、開催しない。

現地確認が必要な場合は、令和7年7月18日(金)から令和7年7月29日(火)までの間にスポーツ課担当に日時を連絡のうえ、現地訪問すること。対応可能時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(2) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(3) 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。

(4) 提出された申請書等は、返却しない。

(5) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ただし、前橋市情報公開条例（平成 9 年前橋市条例第 4 5 号）に基づく情報公開請求があった場合には、申請書等のうち同条例の規定により非公開とされる部分を除き、公開するものとする。

- (6) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (7) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨貨に限る。
- (8) この契約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定に基づく債務負担行為による契約である。